

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

## 特定屋外タンク貯蔵所に係る政令等の改正に伴う届出等について(通知)

危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(平成 6 年政令第 214 号。以下「改正令」という。)が平成 7 年 1 月 1 日から施行された。

この改正によって、改正令の施行の際、改正令第 2 条の規定による改正後の危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(昭和 52 年政令第 10 号)附則第 3 項に掲げる基準(以下「新基準」という。)に適合しない特定屋外タンク貯蔵所については、改正令附則第 7 項の規定により、調査・工事計画届出が平成 7 年 12 月 31 日までの間に提出されない場合、平成 8 年 1 月 1 日以降この経過措置の適用がなされなくなることから、貴職におかれては、これら改正内容について関係者にさらに周知のうえ、遺漏のないように配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達のうえ、よろしく御指導願いたい。

なお、調査・工事計画届出の状況等について、今後の行政上の参考とするため、平成 7 年 12 月 31 日時点で調査のうえ別紙調査表により、平成 8 年 1 月 31 日までに報告願いたい。

別紙

特定屋外タンク貯蔵所調査・工事計画届出状況等調査表

		都道府県名		消防本部名													
番号	事業所名	タンク 設置場所	タンク 呼称 又は番号	設置許可 年月日 許可番号	旧法 又は 新法 の別	貯蔵物の 種類 品名、目 録	許 容 量 (kl)	新基準 適合 届出 の有無	調査・工事計画届出の有無等								
									調査予定年月			新基準に適合させるための工事予定期間					
									有無	タンク本体	基礎	タンク本体	基礎	地盤			
									平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	1 調査実施後でなければ定まらない	2 その他( )
1				昭和・平成 年 月 日	旧法	第 類		有・無	有・無	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	1 調査実施後でなければ定まらない	2 その他( )
2				昭和・平成 年 月 日	新法	第 類		有・無	有・無	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	1 調査実施後でなければ定まらない	2 その他( )
3				昭和・平成 年 月 日	旧法	第 類		有・無	有・無	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	1 調査実施後でなければ定まらない	2 その他( )
4				昭和・平成 年 月 日	新法	第 類		有・無	有・無	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	1 調査実施後でなければ定まらない	2 その他( )
5				昭和・平成 年 月 日	旧法	第 類		有・無	有・無	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	1 調査実施後でなければ定まらない	2 その他( )
6				昭和・平成 年 月 日	新法	第 類		有・無	有・無	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	1 調査実施後でなければ定まらない	2 その他( )
7				昭和・平成 年 月 日	旧法	第 類		有・無	有・無	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月	1 調査実施後でなければ定まらない	2 その他( )

- 注) 1 この調査表は、平成 7 年 1 月 1 日現在において設置許可を受けているすべての特定屋外タンク貯蔵所(ただし、地中タンクに係る屋外タンク貯蔵所、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所及び海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)について記入するとともに、旧基準の特定屋外タンク貯蔵所については、「調査・工事計画届出の有無」の欄についても記入すること。
- 2 「旧基準の特定屋外タンク貯蔵所」とは、改正後の危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(昭和 52 年政令第 10 号)附則第 3 項に掲げる基準(新基準)に適合しない特定屋外タンク貯蔵所をいう。
- 3 「旧法タンク又は新法タンクの別」の欄は、該当するものに○印を付けること。
- 4 「旧法タンク」とは、昭和 52 年 2 月 15 日において、設置許可を受け、又は設置許可申請がされていた特定屋外タンク貯蔵所で、その構造及び設備が政令第 11 条第 1 項第 3 号の 2 及び第 4 号に定める技術上の基準に適合しないものをいう。「新法タンク」とは、その構造及び設備が政令第 11 条第 1 項第 3 号の 2 及び第 4 号に定める技術上の基準に適合するものをいう。
- 5 「新基準適合届出等の有無」の欄は、既設の特定屋外タンク貯蔵所で 1 万kl 以上の場合に新基準適合届出がされたもの、及び 1 万kl 未満の場合新基準に適合していることを把握する資料提出等がなされたものについては「有」に、これ以外は「無」に○印を付けること。
- 6 「調査・工事計画届出の有無」の欄は、届出の有無の該当するものに○印を付けること。「有」に該当する場合、「調査予定年月」及び「新基準に適合させるための工事予定期間」の欄にそれぞれの年月を記入すること。また、工事予定期間が定まっていない場合にあっては、その理由を記入すること。